

座間市抜打ち検査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、抜打ち検査（以下「検査」という。）の実施について必要な事項を定め、座間市が発注する建設工事における施工体制、安全管理及び品質管理の向上を図り、もって不良工事の防止等に寄与することを目的とする。

(対象工事)

第2条 対象とする工事は、契約金額300万円以上の工事の中から検査担当課長が選定する。

(検査員)

第3条 検査は検査担当課職員がこれに当たる。

(検査の実施方法)

第4条 検査担当課長は、請負者に事前通告せずに抜打ち検査を実施させるものとする。ただし、工事担当課長に抜打ち検査通知書（様式1）により事前通告をす
るが監督員の立会は必要としない。

2 検査を行う範囲は次のとおりとする。

- (1) 工事の施工体制の確認
- (2) 工事の安全管理の状況
- (3) 工事の品質管理の状況
- (4) 工事の工程管理の状況
- (5) その他検査担当課長が必要と認めるもの

(検査の指摘)

第5条 検査での指摘は次の3段階とする。

- (1) 適切・・・指摘事項がなく適切なもの。
- (2) 改善・・・指摘事項がその場で処理できる軽微なもので、口頭で改善指示をするもの。
- (3) 是正・・・指摘事項があり、指摘事項調書（様式2）で改善を指示するもの。

(検査の報告等)

第6条 検査員は、検査の結果を抜打ち検査報告書（様式3）により検査担当課長に報告するものとする。

2 検査担当課長は、検査の結果を抜打ち検査報告書写しにより、工事担当課長に報告するものとする。

3 工事担当課長は、検査の結果、是正事項が生じた場合には、請負者に対してその内容を指摘事項調書の写し等の文書で指摘するものとし、請負者は、この指摘に基づき行った措置については、工事打合せ記録等により工事担当課長に報告するものとする。

4 工事担当課長は、指摘事項の完了を確認したときは、前項の工事打合せ記録等の写しをもって検査担当課長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。